

特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜、花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に梶田富夫（以下「貸付者」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、貸付者が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び貸付者の貸付農地についての使用及び収益を目的とする権利の種類並びに貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所は、「別表」のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、契約書により定める。
- (2) 貸付けに係る賃貸料は、次のとおりとする。

区 分	区画面積	区画数	賃貸料（1区画当たり年額）
農場区画（A）	60 m ²	18	6,000円
農場区画（B）	33 m ²	13	3,500円

(3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃貸料を貸付者が指定する期日までに支払うものとする。

2 貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 草花又、野菜等の栽培以外の用途に使用すること。
- (3) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (4) 貸付農地を転貸すること。
- (5) 樹木を栽培すること。
- (6) 近隣の土地又は指定された区画以外への立ち入り、不法駐車等近隣の住民や他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (7) 廃棄物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること。
- (8) その他農園の運営目的に反すること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、募集期間内に農園利用申込書（様式第1号）を貸付者に申し込むものとする。

(選考の方法)

第7条 貸付者は、前条の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

2 貸付者は、申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、先着順に借受者を決定するものとする。

3 貸付者は、前2項により借受者を決定した場合は、その旨を当該者に農園利用決定通知書(様式第2号)により通知し、請書(様式第3号)を提出させるものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8条 貸付者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、次の業務を行う。

(1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示

(2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(利用の解除等)

第9条 貸付者は、次の各号に該当するときは、貸付契約を解除することができる。

(1) 借受者が貸付契約の解除を申し出たとき。

(2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき。

(3) 貸付農地を正当な理由がなく耕作しないとき。

(4) 借受者が賃貸料を納付しないとき。

2 貸付者は、利用の解除を行ったときは、農園利用取消通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(中途契約)

第10条 貸付者は、貸付農地に空き区画が生じたときは、第5条、第6条及び第7条の規定に準じて、追加募集を行い借受者を決定するものとする。

2 中途契約の借受者においても第4条に規定する貸付条件を準用し、1年未満の貸付期間の賃貸料については、月割りによるものとする。

(貸付農地の返還)

第11条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間の満了に際し、貸付契約の更新をすることができる。

(貸付農地の返還)

第12条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間内に作物の収穫を終えるよう計画的に作物を栽培するとともに貸付期間が終了したとき又は第9条の規定による利用の解除を受けたときは、速やかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃借料の不還付)

第13条 借受者が既に納めた入場料は還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなったとき。

(2) 貸付者が相当な理由があると認めたとき。

(賠償責任)

第14条 貸付者は、地震、台風、大雨等の自然災害、病虫害、盗難その他不可抗力の原因によって発生した農作物、農機具等の機材、貸付農地への損害又は事故等に対しては、その責任を負わない。

附 則

(施行規則)

- 1 この規程は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日（平成 年 月 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

様式第1号
(第6条関係)

農園利用申込書

年 月 日

(あて先) 梶田富夫

申込者 住 所 〒357-
飯能市

フリカ`ナ
氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

Email-address

私は、特定農地貸付規程第6条の規定により、農場区画 〃 を利用したいので申し込みます。

世 帯 の 状 況			
フリ 氏	ガナ 名	続 柄	備 考

結 果	区画及び補欠番号	整理番号
当 ・ 落	農場区画 No.	

様式第2号
(第7条関係)

年 月 日

様

梶 田 富 夫

農園利用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった農園の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

農 場 名	区 画 番 号	利 用 で き る 期 間
農場区画		年 月 日から 年 月 日まで

守っていただく事項

- 1 特定農地貸付規程によること。
- 2 建物及び工作物を設置しないこと。
- 3 営利を目的として作物の栽培をしないこと。
- 4 作物は野菜・草花以外の樹木等は植えないこと。
- 5 隣接農地及び他の区画使用者に対し、迷惑をかけないこと。
- 6 不法駐車等、近隣の住民に迷惑をかけないこと。
- 7 区画の周辺、道路等の雑草その他ゴミの清掃をすること。
- 8 市民農園利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 9 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要な物の搬入及び耕土の搬出をしないこと。
- 10 農具・水・種苗・肥料等必要なものは全て自己が負担すること。
- 11 土地の所有者の都合、その他やむを得ない事情があるときは、利用期間中であっても、本請書を解除することがあること。
- 12 利用期間が満了したとき、又は利用取消しを受けたときは、当該農地を原状に復し返還すること。
- 13 水道施設等一切の施設は設置しないこと。
- 14 耕作権・借地権等一切の権利を有しないものであること。
- 15 区画割は抽選とするので、区画の面積、形状について異議を述べないこと。

様式第3号
(第7条関係)

請 書

農 園 に つ い て

守っていただく事項

- 1 特定農地貸付規程によること。
- 2 建物及び工作物を設置しないこと。
- 3 営利を目的として作物の栽培をしないこと。
- 4 作物は野菜・草花以外の樹木等は植えないこと。
- 5 隣接農地及び他の区画使用者に対し、迷惑をかけないこと。
- 6 不法駐車等、近隣の住民に迷惑をかけないこと。
- 7 区画の周辺、道路等の雑草その他ゴミの清掃をすること。
- 8 市民農園利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 9 廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要な物の搬入及び耕土の搬出をしないこと。
- 10 農具・水・種苗・肥料等必要なものは全て自己が負担すること。
- 11 土地の所有者の都合、その他やむを得ない事情があるときは、利用期間中であっても、本請書を解除することがあること。
- 12 利用期間が満了したとき、又は利用取消しを受けたときは、当該農地を原状に復し返還すること。
- 13 水道施設等一切の施設は設置しないこと。
- 14 耕作権・借地権等一切の権利を有しないものであること。
- 15 区画割は抽選とするので、区画の面積、形状について異議を述べないこと。

上記の事項について承諾することを約束します。

年 月 日

住 所 飯能市

氏 名



(あて先) 梶 田 富 夫

区画番号

様式第4号
(第9条関係)

年 月 日

様

梶 田 富 夫

農園利用取消通知書

特定農地貸付規程第9条第1項第 号の規定に該当し、市民農園の利用を解除したので通知します。

記

農 場 名	区 画 番 号	利 用 終 了 日
農場区画		年 月 日